

誠光園（指定特定相談支援）

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が設置する誠光園（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定特定相談支援事業（以下「指定特定相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第2条 事業者は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 指定計画相談支援の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

3 指定計画相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 誠光園

（2）所在地 千葉県船橋市小野田町 769 番 18

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）相談支援専門員 1名（常勤職員）

相談支援専門員は、基本相談支援、サービス等利用計画案の作成、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等による連絡体制を確保するものとする。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
 - (2) 地域の障害福祉事業者等の情報提供
 - (3) サービス等利用計画案の作成
 - (4) サービス等利用計画の作成及び評価
 - (5) 訪問による継続的なモニタリング
 - (6) 地域生活支援拠点システムにおける緊急時の相談及び対応
 - (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者負担額の受領)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から法第51条の17第2項の規定により算定された費用の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを計画相談支援対象障害者等から受けることができる。

3 9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画相談支援対象障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

事業所から1キロメートルにつき10円

4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付するものとする。

5 事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係る指定計画相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援の内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）又は高額障害福祉サービス費算定基準額（令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画相談支援対象障害者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、船橋市の全域とする。

（指定相談支援を提供する主たる対象者）

第 10 条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）
- （２）障害児（18 歳未満の身体障害者及び知的障害者）

（苦情解決）

第 11 条 事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規程により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村

長に報告するものとする。

- 7 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、避難、その他必要な研修・訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。

- 3 事業者は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して研修・訓練を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第 16 条 事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、相談支援専門員その他の従事者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させるものとする。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 事業計画に基づき実施

(秘密保持)

- 第 1.7 条 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

- 第 1.8 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備ものとする。
- 2 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から 5 年間保存ものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 1.9 条 この規程及び法、並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準等に関する省令」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)に定める内容のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年	4 月	1 日	一部改正
令和 元年	11 月	1 日	一部改正
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正

誠光園（指定一般相談支援）

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下、「法人」という。）が設置する誠光園（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく相談支援事業の指定一般相談支援事業（以下「指定一般相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定一般相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な地域移行支援及び地域定着支援（以下「地域相談支援」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、地域移行支援の実施にあたって、施設や病院等に長期入所、入院していた者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、適切かつ効果的に実施するものとする。
- 2 事業所は、地域定着支援の実施にあたって、居宅において単身で生活する障害者等、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者に対し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を、適切かつ効果的に実施するものとする。
- 3 指定一般相談支援事業の運営に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 前三項のほか、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号。以下「省令」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 誠光園
- （2）所在地 千葉県船橋市小野田町 769 番 18

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定一般相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名(常勤職員)

日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等による連絡体制を確保するものとする。

(指定一般相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) 指定地域移行支援に関する内容

(ア) 地域移行支援計画の作成及び評価

(イ) 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援

(ウ) 障害福祉サービスの体験的な利用

(エ) 体験的な宿泊

(4) 指定地域定着支援に関する内容

(ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価

(イ) 訪問等による利用者の状況の把握

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 指定一般相談支援事業者は、法定代理受領を行わない地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第五十一条の十四第三項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定一般相談支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して地域相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
- (1) 事業所から1キロメートルにつき 10円
- 4 指定一般相談支援事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った地域相談支援給付決定障害者等に対し交付するものとする。
- 5 指定一般相談支援事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係る地域相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得るものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第8条 指定一般相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援を提供している地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

- 2 指定一般相談支援事業者は、前条第1項の法定代理受領を行わない地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、船橋市の全域とする。

(地域相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

2 事業者は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討

する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第12条 指定一般相談支援事業者は、その提供した地域相談支援に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定一般相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 指定一般相談支援事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 指定一般相談支援事業者は、その提供した地域相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県が行う報告若しくは地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 指定一般相談支援事業者は、その提供した地域相談支援に関し、法第五十一条二十七第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 指定一般相談支援事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

7 指定一般相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 指定一般相談支援事業者は、利用者に対する地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定一般相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 指定一般相談支援事業者は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。

- 3 事業者は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して研修・訓練を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第16条 事業者は、利用者等に対し、適切な地域相談支援を提供できるよう、相談支援専門員その他の従事者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、相談支援専門員に地域相談支援の業務を担当させるものとする。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 事業計画に基づき実施

(秘密保持)

第17条 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしはならない。

- 2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

- 第18条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備ものとする。
- 2 事業者は、利用者等に対する地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定一般相談支援を提供した日から5年間保存ものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 この規程及び法、並びに省令に定める内容のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

児童福祉法に基づく誠光園（指定障害児相談支援）

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会が設置する誠光園（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な児童相談支援の提供を確保することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 障害児相談支援の運営に当たっては、市町村、障害児通所支援事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

3 障害児相談支援の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 誠光園

（2）所在地 千葉県船橋市小野田町 769 番 18

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）相談支援専門員 1名（常勤職員）

相談支援専門員は、基本相談支援、障害児支援利用計画案の作成、障害児支援利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な福祉サービスの利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等による連絡体制を確保するものとする。

(障害児相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
 - (2) 地域の指定障害児通所支援事業者等の情報提供
 - (3) 障害児支援利用計画案の作成
 - (4) 障害児支援利用計画の作成及び評価
 - (5) 訪問による継続的なモニタリング
 - (6) 地域生活支援拠点システムにおける緊急時の相談及び対応
 - (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1) から (6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者負担額の受領)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された費用の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して障害児相談支援を提供する場合には、それに要した交通費の支払いを障害児相談支援対象保護者から受けることができる。

3 9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を障害児相談支援対象保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

・事業所から1キロメートルにつき 10円

4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係る障害児相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援の内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業者は、障害児相談支援等を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、当該事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとと

もに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、船橋市全域とする。

(指定相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児（身体障害児及び知的障害児）

(苦情解決)

第11条 事業者は、その提供した障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した障害児相談支援に関し、児童福祉法第24条の34第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、その提供した障害児相談支援に関し、児童福祉法第57条の3の3第3項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、その提供した障害児相談支援に関し、児童福祉法第57条の3の2第1項の規程により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する障害児相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業者は、利用者等に対する障害児相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

2 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、避難、その他必要な研修・訓練を行うものとする。

2 事業者は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。

3 事業者は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して研修・訓練を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第16条 事業所は、利用者等に対し適切なサービスを提供できるよう、相談支援専門員その他の従事者の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業所は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の業務を短頭させるものとする。相談支援専門員の補助の業務については、この限りではない。

3 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 事業計画書に基づき実施

(秘密保持等)

第17条 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、指示するとともにその他必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、他の福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規定及び「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

令和 元年11月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正